

8月27・28日開催

労働安全衛生法令で定められた資格要件のひとつ

「安全衛生推進者養成講習」

を開催します。

労働安全衛生法令により、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する次の業種に該当する事業場においては、「安全衛生推進者」を選任しなければなりません。

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

対象者 **新しく安全衛生推進者に選任される方**

受講料 **15,000 円**
(1名分)

受講料には、テキスト代、資料代、消費税等を含みます。

定員45名

研修日時 **令和2年8月27日(木) 8時50分から17時00分**

及び 28日(金) 8時50分から12時00分

研修時間 10 時間 (学科研修 10 時間)

研修場所 **鳥取県労働基準協会会館**

(鳥取市若葉台南1-17)

受講申込の締切日

及び受講料支払期限 **令和2年8月19日(水)**



お申込方法などの留意事項

- ① 締切日の令和2年8月19日(水)までに、別紙の受講申込書を郵送、ファックス等でご提出ください。受講料のお支払い方法は申込書に記載してください。なお、申込数が募集定員(45名)を超えた場合には、締切日前でも受付を終了しますので、ご留意下さい。
- ② 受講日に、事業所で保管されている「特別教育等受講者記録」をお持ちください。講習終了後に、受講実績を記入してお返します。

| | |
|--------------------------|-------|
| 特別教育等受講者記録 | |
| 事業所名 | _____ |
| 所在地 | _____ |
| 一般社団法人 鳥取県労働基準協会東部支部 | |
| 〒689-1112 鳥取市若葉台南1丁目17番地 | |
| 電話(0857)52-5060 | |



- ③ 受講者には、講習終了後に「安全衛生推進者養成講習修了証」を交付します。
- ④ 受講申込み後は、令和2年8月19日(締切日)までにキャンセルの連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんのでご了承下さい。

- ⑤ 当会館駐車場「P」(満車の場合は地図の「P1」、「P2」の駐車場)をご利用ください。

お問い合わせ先

電話 0857-52-5060 担当 丸山



新型コロナウイルス感染症対策について (お願い)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、当分の間、受講者はマスクを持参・着用してください。また、発熱等のある方は、受講を差し控えてください。

